

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成 19 年度賃金確定要求書に対する回答交渉
 交渉日時 平成 19 年 11 月 13 日（火） 15 時 05 分～17 時 35 分
 交渉場所 職員会館 2 階大会議室
 交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 塚原市長公室長
 谷口参事 宇野課長 蒲原係長
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等計 16 人

概 要	組合側へ「2007 賃金確定要求書」に対して、別添回答書のとおり回答を行った。
組合側の主張	<p>自治体のあり方として、何ら根拠がなく、矛盾と筋が通らないことを国が実施した場合、宇治市は国に追随していくのか？今回の地域手当を 6%へ引き下げることは、まさしく国基準が地域手当 6%だからといって追随することになるのではないか？</p> <p>宇治市の財政悪化理由は扶助費の増加によるもので、人件費は増加していない。</p> <p>国が地方に対し賃下げしようとしている政策をどう考えているのか？</p> <p>地域手当を段階的に 6%にするとの提起であるが、宇治市が 6%の根拠を説明してもらわないと組合側は納得できない。市職労は今日まで、現状に合わないものや、当局提案に合理的理由や根拠があるものについて見直すべきものは見直すというスタンスで交渉に臨み、労使合意を図ってきた。</p> <p>地域手当の矛盾点として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．東京の支給率 18%の根拠 2．パーソントリップによる引き上げは無支給地にしか適用しないのは何故なのか？ 3．本年の人事院勧告の官民較差の配分に、地域手当の引上げ分を原資配分されているが、17 年人事院勧告の給与構造改革の内容とあわないが、このことについてどのように考えているか？ <p>昨年度からの課題である昇給停止層への手立てと、今年度の要求項目である嘱託・臨時職員の通勤手当及び病休等休暇制度の改善、通勤に影響するガソリン高騰対策、京都府を中心とした税の共同化関連については、次回以降の交渉対応とする。</p>
当局の主張	<p>宇治市は 1 人の税で 2.3 人を養う状況であり、今後の少子高齢化が進めば、もっと厳しい財政状況となる。国は地域手当を国基準にしなければ、地方特別交付税を削減するという情報があることと、感覚的な話ではあるが、東京の地域手当支給率が 18%であれば、宇治市は 6%ぐらいであると考えている。</p> <p>人件費は全体の約 4 分の 1。人件費が上昇してないのは新陳代謝によるもの。今後の社会保障費の財源確保のためにも人件費の抑制は必要。職員の給与は、財政力と市民の満足があれば引上げてもいいと考えている。</p> <p>地域給という位置付けにしてしまうと、ますます地域格差が出てくると考えている。今後は地域の実情を知るために、独自の人事委員会を持つべきでは</p>

	<p>あるが、人員体制上、困難である。府の人事委員会に協力を求めるなどの方策も含め検討していきたい。</p> <p>矛盾点については理解する。しかし、現行の率の根拠も定かではない。必ずしも国の制度が正しいとは限らないが、特別交付税の削減問題もあり、できる限りの情報入手し、今後交渉していきたい。</p> <p>次回以降でお願いする。</p>
--	--